

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

福島厚生年金 事案 1284

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私がA社に勤務していた際、平成17年8月12日に支給された夏季手当に係る賞与の記録が欠落している。申立期間の賞与に係る給料支払明細書等を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給料支払明細書及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和43年6月24日にA社に入社し、46年1月31日に退職した。同社で、数回転勤はあったものの、継続して勤務しており、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び同一申立期間について先に申立てを行った同僚の厚生年金保険被保険者記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社では、申立人は、昭和44年10月1日付けで異動したものと考えられるとしている上、申立人自身も、前述の同僚と一緒に、同年10月1日に異動したと記憶していることから、申立人の同社B工場における資格喪失日を、同社C工場における資格取得日と同日の同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているが、前述のとおり、A社では、申立人は、昭和44年10月1日付けで異動したものと考えられるとしている一方、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄には、「昭和44年9月30日付け転勤」と記載されており、申立期間当時、資格喪失日は同年9月30日として処理されていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録によれば、A社において、平成8年8月31日に被保険者資格を喪失しており、申立期間が未加入期間となっている。私は、同社に、昭和60年8月1日から平成8年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び当時の総務事務担当者の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の承継事業所であるB社では、「当社では、当時の状況を確認できる関係資料は保管していないが、A社の当時の代表取締役を確認したところ、同社が、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を誤ったと考えられる。また、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」としている上、当時の総務事務担当者も同様に、申立人の被保険者資格喪失に係る届出を誤ったが、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8

年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について、被保険者資格喪失に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 1 月に A 社（現在は、B 社）から同社の系列会社である C 社（現在は、D 社）に休職出向となった。

給与は出向元の A 社の規定に基づいて同社から直接支給され、給与額は、出向前の給与額を補償されることになっていた。しかし、出向後の申立期間の標準報酬月額が大幅に減額されていることに納得できない。申立期間は、41 万円以上の給与が支給されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び合併後の B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は、申立人が A 社 E 営業所に勤務していた期間に係る昭和 55 年 10 月の定時決定が 41 万円とされているのに対し、申立人が休職出向となった後の期間に係る 56 年 10 月から 57 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月から 58 年 7 月までは 26 万円、同年 8 月から 59 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 61 年 6 月までは 32 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 63 年 9 月までは 38 万円と記録されているところ、申立人は、出向元が従前の給与額を補償する条件で休職出向となったものであることから、標準報酬月額が減額されていることに納得できないと申し立てている。

しかしながら、申立人は、当時の給与明細書等を保管しておらず、B 社も、申立期間に係る申立人の賃金台帳等の資料を保管していないため、当時の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間に A 社人事部に所属していた者を含む複数の同僚は、「出

向元が給与補償の対象とするのは基本的給与についてのみであり、報奨金や諸手当等を含む出向前の給与総支給額を補償するものではない。また、出向後の報奨金や諸手当等については、出向先の各系列会社の規定に基づき出向先から直接支給されるものであるが、A社本部直轄の同社E営業所と、出向先の系列会社とでは、当該報奨金等は同額ではなかった。」と述べている上、申立人と同時期にA社E営業所に勤務し、申立人と同様の条件で同社の系列会社に休職出向となったとする同僚は、「出向先の系列会社では、A社E営業所において支給されていた諸手当は無く、報奨金等の金額も全く異なり、出向前と比較すると、給与総支給額は大幅に減少した。」と述べており、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、当該同僚の出向後の標準報酬月額、出向前と比較すると減額となっていることが確認できる。

さらに、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、標準報酬月額について遡って訂正等が行われた形跡は無い上、申立人と同時期にA社E営業所に勤務し、その後異動した同僚の一人が保管する申立期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人と同時期に被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額の記録と比較しても、申立人の申立期間の標準報酬月額のみが特に不自然に減額されている事情はうかがえず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 23 日から 47 年 2 月 10 日まで
② 昭和 47 年 7 月 11 日から 48 年 10 月頃まで

私は、昭和 45 年 10 月頃にA社（現在は、B社）に入社し、見習期間を経て 46 年 1 月に同社が経営するC事業所に配属されて正社員となり、48 年 10 月頃に退職するまでD業務に従事していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 10 月頃から 48 年 10 月頃までA社が経営するC事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間にC事業所に勤務していた複数の同僚は、申立人の具体的な勤務期間まで記憶していない上、B社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立期間にC事業所のチーフであった同僚は、「A社は、C事業所の全ての社員を厚生年金保険に加入させていた。私自身の被保険者記録は勤務期間と一致している。申立人には、申立期間が未加入期間となる何かの事情があったのだと思う。」旨を述べている上、同事業所に勤務した6人の同僚のうち前述のチーフを含む5人については、自身の被保険者記録が、勤務していたとする期間と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、離職日は昭和 46 年 10 月 22 日となっていることが確認でき、厚生年金保険被

保険者資格喪失日と合致している上、申立人は、「21 歳になる前に、盲腸で 3 か月くらい欠勤した。」と述べており、C 事業所の当時の管理職も、時期は特定できないものの、申立人が 3 か月間程度、盲腸で欠勤したことを記憶している。また、申立期間②については、申立人は、自身の退職時において同事業所に勤務していたとする 10 人の同僚の氏名を記憶しているものの、オンライン記録によれば、当該時点で厚生年金保険被保険者記録が確認できるのはそのうちの二人のみであり、残りの 8 人は、同年 2 月から 47 年 8 月までの間に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。